

# 市民文化ホール建設に係る跡地利用等の基本方針

平成24年1月

## 1. 背景

平成22年9月に策定された市民文化ホール建設基本構想の方針において、「(市民文化ホールの)最も効果的な適地エリアとしては、四国中央市全域の適切な施設の配置を考慮して、西部地域には、中ホールとしてのユウホール、一方、両会館が位置する東部地域においては、2館を1館に統合することを考慮した場合、利用者の利便性を考えると、できれば2館の間で人口重心を考慮して2館の中間地域とすることが望ましい」とされていることから、市民文化ホールの最適な建設場所は、両会館の中間地域で選定された。

その結果、当然のことながら現在の三島会館、川之江会館については役目を終えることとなるため、両会館の跡地利用についても最適な活用方針を早期に決定することが重要な政策課題となっている。

### 【 課 題 】

新市民文化ホールの建設は、単なる施設の建替ではなく、施設の統合、適地への移転といった要素を含んでいることから、その跡地利用の検討においては、三島会館、川之江会館両会館のおかれている地域の課題や最近の社会情勢による課題についても考慮する必要がある。

#### 地域的条件

三島会館、川之江会館ともに、市内でも有数の好条件の土地に立地しており、それぞれ地域で果たしてきた役割も大きなものがある。両会館の跡地利用方針を考えるうえで、それぞれの地域の特性を活かした方策を検討する必要がある。

(エリア別地域特性)

	位置	地域特性 (例)
三島会館跡地	本庁周辺	・市域の地理的中心 ・本庁ほか行政機能が一定集約
川之江会館跡地	川之江商店街近傍	・中心市街地の一つである川之江商店街に近接 ・民間活力が活発
2館の中間地域	三島川之江 IC 近接	・交通アクセスに優位性 ・三島・川之江地域の人口重心地

#### 三島会館跡地(本庁周辺)

市域の地理的中心に位置し、市役所本庁に近接している。防災・危機管理の中核を担う地域として、行政機能の適正配置を図っていくことが望ましいエリアである。

#### 川之江会館跡地

地域の核となる中心市街地の一つである川之江商店街に隣接し民間活力が活発である。今後地域住民との協働のもと、民間活力の活用等を通じ、にぎわいのあるまちづくりを行っていくことが望ましいエリアである。

#### 2館の中間地域(市民文化ホール建設地)

三島・川之江地域の人口重心地であり、三島川之江ICに近接するなど交通アクセスに優れている。文化交流等、人が集う機能に重点化した開発を行うことが望ましいエリアである。

#### 既存施設の統合・再編

跡地利用を検討するにあたっては、三島会館、川之江会館以外の施設についても、耐震性能なども考慮のうえ、既存施設の統合・再編による効率的・効果的な行政サービスの提供について、広範に検討すべきと考えられる。たとえば、三島会館敷地には勤労青少年ホーム(S45建設)があるが、発達支援センター、少年育成センター、みしま親子ホーム、かわのえ通園ホームなど、ひとづくり支援機能をもった他施設との統合・再編について考慮する必要がある。

(検討施設例 面積は現状面積)

施設名	設置場所・面積	
勤労青少年ホーム	三島会館敷地内	652.6 m <sup>2</sup>
みしま親子ホーム	福社会館 1階	258 m <sup>2</sup> 別館 1階 122 m <sup>2</sup>
かわのえ通園ホーム	川之江文化センター 1階	200 m <sup>2</sup> 川之江庁舎 1階 5 m <sup>2</sup>
発達支援センター	商工会館 1階	75.3 m <sup>2</sup>
少年育成センター	福社会館 2階	50 m <sup>2</sup>

#### 防災力の強化及び危機管理体制の充実

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東日本大震災では、広範囲に多大な被害が生じ、未だ復興の道筋さえ明らかになっていない状況であるが、特に震災直後、各市町村の行政機能が喪失したため、初動対応で行われるべきであった住民の安否確認や、指定場所以外の避難者把握が遅れ、取り残された住民の救助要請を出せなかった状況が各地で生じた。また大津波警報、津波警報により避難指示・勧告を出した太平洋沿岸自治体では、避難率が低かったことが判明し防災意識の低さが課題となっている。振り返ると、平成16年台風災害では本市も多大な被害を被ったが、河川の氾濫等により、庁舎間の往来に支障をきたした経験も持つところである。

防災力の強化、危機管理体制の充実については、今後詳細な計画化を図る必要があるが、災害時でも行政機能を喪失しないことが不可欠であることは明らかであり、こうした観点から、庁舎、消防本部等の耐震化、部局間の連携体制の充実が急務となっている。また、防災力の強化には、防災意識や災害時の行動力を高めることが肝要であり、市民が主役となり災害について学べる施設整備が重要である。

(大震災直後の被災した市町村役場の状況)

3/14 産経

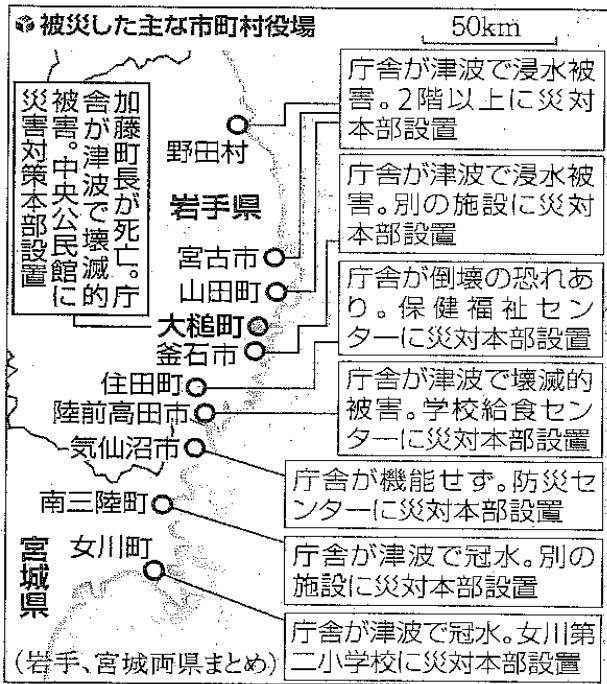
# 被害全容つかめず 役所や消防署も壊滅

東日本大震災は発生から3日目を迎えても、被害の全容がつかめていない。水没している沿岸部には近づくと自体が難しく、役場が大津波に流されたりして、状況をとりまとめ、対策にあたる指揮系統がまひしているためだ。今後捜索が進むにつれて、犠牲者の数が急激に増えることは必至とみられる。

仙台市若林区荒浜では200、300人の遺体が打ちあげられているのが速目で確認されている。しかし現場に向かう道路は大木や家屋の屋根などで寸断。浸水とともに無数のがれきが残り撤去作業に追われ、ボートで近づくのも難しい。県警などの救助隊によると、津波で1帯が水没した宮城県石巻市北上町の大須地区でも住民のほとんどと連絡が取れないが、浸水で捜索は困難だという。

地震のような非常時であれば、本来役場や消防署が指揮して対応するが、これらの建物が大きな被害を受

けて中核機能が失われ、被害把握すらできない地域も少なくない。ほぼ壊滅状態になった岩手県陸前高田市の消防本部は連絡がつかない。市役所も最上階の3階部分まで水につかり、電話や電気が通じない状態になった。住民約1万人の行方が分からない。宮城県南三陸町で警察官も勤務中に2人死亡。46人の安否が不明になっている。



(H23.3.21 読売新聞)

(H23.3.14 産経新聞)

以上3点の課題等から、四国中央市としては、総合的な観点から既存施設の統合・再編の方向性を検討しなければならない状況となっているといえる。

## 2. 想定スケジュール

市民文化ホール建設には合併特例債を活用することとなっており、現時点での合併特例債の活用期限は平成26年度までとなっていることから、跡地利用等についても、これにあわせたスケジュール管理を行う必要がある。前提となる条件及びそれに基づいた想定スケジュールは次のとおりである。ただし、「東日本大震災による被

害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が平成23年11月1日に閣議決定され国会に提出されており、この法案が可決成立すれば、合併特例債の発行期限が東日本大震災の被災地以外の市町村では5年間延長されることから、これまでの事業の進捗状況等の変化を踏まえた適切なスケジュールに見直しを行うこととする。

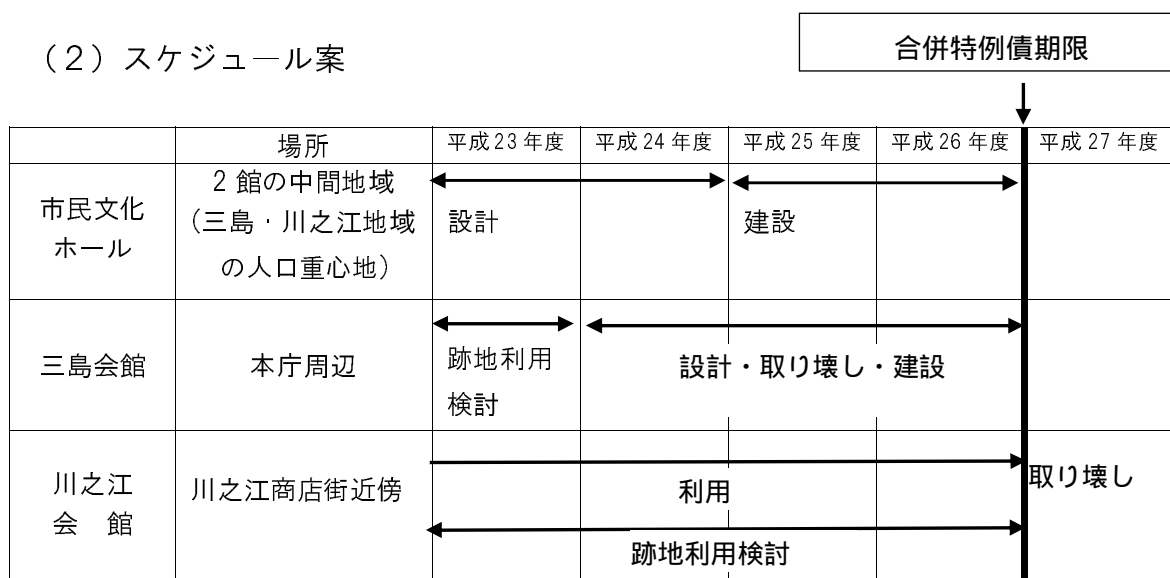
(1) 前提条件

- ア 平成26年度が合併特例債の活用期限となっている。
- イ 合併特例債を活用するため、市民文化ホールは遅くとも平成26年度末には完成予定とする必要がある
- ウ 三島会館は平成22年7月よりホール使用中止となっているため、川之江会館のホールについては市民文化ホール完成まで利用する必要がある。
- エ 市民文化ホール建設に係る跡地利用についても合併特例債を活用することが財政的に有利であることから、三島会館跡地利用については、合併特例債を活用することを前提とし、事業完成年度を遅くとも平成26年度と想定する。
- オ 川之江会館跡地利用については、同会館を市民文化ホール完成まで利用するため、合併特例債は活用できない。したがってPFIなど民間活力の導入を検討する必要がある。ただし、合併特例債の発行期限が延長されることとなった場合には、合併特例債を活用しての施設整備も検討することとする。

**合併特例債**  
 合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。合併年度及びこれに続く10か年度に限り発行が認められており、新市建設計画に基づく事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができる。事業費の95%に充当でき、元利償還金の7割は交付税措置されるため市にとっては非常に有利な財源となる。

**PFI**  
 「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施することが目指されている。

(2) スケジュール案



※この表はあくまで目安であり、具体的なスケジュールは変更され得る

### 3. コンセプト

現在の課題や地域特性等から、市民文化ホール建設に係る跡地利用等については、基本コンセプト、エリア別コンセプトを次のように定める。

#### (1) 基本コンセプト

##### ア 地域の特性を活かした利活用

三島会館跡地本庁周辺エリア、2館の中間エリア、川之江会館エリアの3つのエリアについて、それぞれ地理的条件、周辺環境が異なることから、各々の地域の特性を最大限に活かした利活用の検討を行う。

##### イ 効率的な行政サービスの提供体制の構築（施設の統合・再編及び機能強化）

三島会館、川之江会館両館の統廃合でもある市民文化ホールの建設を始め、2館の跡地においても、施設の統合・再編及び機能強化を図り、効率的な行政サービスの提供体制を構築する。

##### ウ 防災力の強化及び危機管理体制の充実

東日本大震災及び平成16年台風災害から認識させられた災害発生時の防災力、危機管理体制の重要性から、市民主役の防災力の強化及び危機管理体制の充実に力点を置き具体的な方策を検討する。

#### (2) エリア別コンセプト

##### ア 本庁周辺(三島会館跡地)⇒ 市民主役の防災力強化と行政機能の適正配置

本庁周辺（三島会館跡地）エリアは、すでに市役所本庁舎、福社会館、商工会館、保健センター、三島図書館、県四国中央庁舎等が近接し、行政機能が一定集約された地域となっている。今後は三島会館跡地に、防災関係施設・機関を移転し、防災センター機能を有した防災拠点施設{消防・防災センター(仮称)}として統合し、市民と行政が共に学び協力する市民主役の防災拠点とする。また、消防・防災センター(仮称)建設及び本庁舎の耐震化により、各施設の耐震化の問題を解消するとともに、各部局、関係機関の適正配置により連携を高め、総合的な防災力の強化を図る。



## ① 消防・防災センター(仮称)の建設

三島会館跡地に現在の消防本部・消防署、水道局、消防団本部を移設し、消防・防災センター(仮称)として、施設の再編・統合を行う。これにより、市民の防災意識を高め、消防団や自主防災組織等の拡充等を通じ、市民が主役の防災力強化を図る。また、災害等緊急時における行政機能及びライフラインを確保し、部局間の連携を強化することにより、全市的、総合的な危機管理体制を充実させる。なお、三島分署については、今後、消防・防災センター(仮称)に統合するかさらに検討していくものとする。

<p>防災センター コミュニティレベルの研修等に活用される防災センターから、日頃から防災意識を高めるための災害を体験できる高度なシミュレーション装置や市町村の災害対策本部のバックアップ機能を備えた中核的な防災センターまで、多様な防災センターがあるが、ここでは中核的な防災センターを指す。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(各施設の課題と統合によるメリット)

### ・消防本部・消防署

現在の消防本部・消防署は、建物が本庁舎から約2Km離れており災害等緊急時の連携体制の充実が課題となっている。また、主要建物が昭和50年築で、現在の耐震基準(昭和56年)以前に建てられた施設であり、耐震化が課題となっていることに加え、訓練塔、屋内訓練場、防災センター等の施設整備が必要な状況となっている。消防・防災センター(仮称)建設により、市民主役の防災力が強化されるとともに、災害時の行政機能確保や部局間連携の向上等危機管理体制の充実が図られる。

### ・水道局

現在の水道局は、本庁舎から約2Km離れており災害等緊急時の連携体制の充実が課題となっている。また主要建物については昭和44年、昭和55年に建てられており、現在の耐震基準(昭和56年)以前の建築物であることから耐震化の取組が課題となっている。消防本部との合同庁舎建設により緊急時の連携体制が充実する。

### ・三島分署

現在の三島分署は埋立地に立地しており、消防本部・消防署が三島会館跡地に移転した場合には近接することとなる。国道11号バイパスの延伸等の情勢の変化もあることから、消防・防災センター(仮称)への機能統合の検討が必要である。人員配置等の面で行政効率が高まることが期待できるものの、消防・救急体制の検証が必要であるため、三島分署の統合については、今後さらに検討を加えていく必要がある。

### ・消防団本部

災害等の緊急時において消防本部との連携が不可欠であるため、建設する消防・防災センター(仮称)に統合する方向で検討することが必要である。

イ 2館の中間地域（市民文化ホール） ⇒ 文化交流・ひとづくり  
及び災害時避難拠点

老朽化した三島会館及び川之江会館の建替によって、イベント等の開催時における利用者の生命・身体の安全を確保するとともに、災害時には避難拠点としても活用する。また、既存施設を統合・再編することで、市民文化ホールを核とした365日人が集い賑わう文化交流・ひとづくり拠点の形成を目指す。

① 市民文化ホールの建設

三島・川之江地域の人口重心地域である三島会館、川之江会館、2館の中間地域において、土居地域におけるユースホールと同じく文化交流・ひとづくり拠点として、遅くとも平成26年度末までに合併特例債を活用し、市民文化ホールを建設する。市民文化ホールについては、建物と合わせ整備する芝生広場や駐車場及び非常時の水源に利用できる井戸等を含め、災害時避難拠点としても活用する。

(参考:東日本大震災の被災者避難所になった文化施設例)

施設名	県	市町村	建設年	座席数(席)		避難状況	備考
リアスホール	岩手県	大船渡市	H20.10	固定1,100			(4.4) 300人
アズビィホール	岩手県	田野畑村	H15.12	移動200		601人避難(3.16)	(3.21) 565人
ホワイトキューブ	宮城県	白石市	H9.3	固定610		776人避難(3.12)	(4.4) 0人
名取市文化会館	宮城県	名取市	H9.3	大ホール 固定1,291 移動 59	小ホール 固定 450 移動 200	800人避難(3.16)	(4.1) 400人
岩沼市文化会館	宮城県	岩沼市	S61.3	大ホール 固定1,006	小ホール 移動 250	850人避難(3.16)	(4.2) 344人

(各施設の課題と統合によるメリット)

・三島会館、川之江会館

ともに老朽化が著しく、早急な建替が必要な状況となっている。特に三島会館大ホールについては危険なため平成22年7月より使用中止となっている。また音響等の設備、備品等も陳腐化しており、魅力度の低下のためイベント回数の減少がみられ、稼働率が低下している。市民文化ホール建設により、文化交流拠点となるだけでなく、災害時避難拠点としても活用できる。

② ひとづくり支援センター（仮称）の建設

ひとづくり支援機能を持つ機関、施設であるみしま親子ホーム、かわのえ通園ホーム、発達支援センター、少年育成センター、勤労青少年ホームを、ひとづくり支援センター（仮称）として機能統合し、市民文化ホール建設敷地内に建設する。

(各施設の課題と統合によるメリット)

・みしま親子ホーム、かわのえ通園ホーム

両ホームともに、様々な障害を持つ児童が在籍する中で、限られたスペース・人材で運営しており、障害特性が違った子への同時の療育が強いられるといった状況になっている。また、事業所が分かれていることで作業療法士、臨床心理士等の限られたマンパワーを有効活用できていない。ひとづくり支援センター（仮称）建設により、これらの課題が解消され、充実した療育が可能となる。

・発達支援センター

乳幼児期の子育てから、学童期の教育・進学を経て、地域での就労や自立に向けた一貫した支援が必要であるが、関連部署の所属の違いにより連携がうまくとれないケースも生じている。保健、保育、教育、労働の各分野に関係する各部署が持つ、子育て・ひとづくりの課題に対応するための機能を統合する必要がある、ひとづくり支援センター（仮称）の実現により理想的な支援体制に一步近づく。

・少年育成センター

将来的に青少年に関係する機関の一元化が進んでいくことを念頭に、幼児期から青年期まで一貫した支援体制を整えるため、少年育成センターの機能も統合する必要がある。

・勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、市内に働く青少年の健全な育成及び福祉の増進に寄与するため設置された施設であるが、現在では老朽化がすすみ、一部の文化教室の開催、サークル等の利用が中心になっている。他施設との機能統合によりニーズに合った一体的なサービス提供を目指す。

なお、ホーム内において、教育委員会所管の適応指導教室「ユーマールーム」が運営されており、勤労青少年ホームが機能統合、移転する際には、その性格上、同じ三島地域内の他の適地に移設する必要が生じる。

ウ 川之江商店街近傍（川之江会館跡地） ⇒ 地域の特性を踏まえた利活用

地域の特性を踏まえて、民間活力を活かし、中心市街地活性化、産業振興等の視点から跡地利用方策を検討していく必要がある。川之江会館をはじめ、紙のまち資料館、考古資料館、老人憩いの家等の周辺施設についても、老朽化が進み分散している状況であり、今後、たとえばPFI手法を用い、周辺施設を含む施設の再編・統廃合等を行い、市民や民間企業との協働事業により、にぎわいのあるまちづくり、産業振興を行っていく。

ただし、川之江会館については、市民文化ホールが完成する平成26年度中までは利用されるため、跡地の利活用方法については、平成23年度に基礎的な調査研究を行い、平成24年度からは地域住民との協働のもと、多角的、具体的な検討を行っていく。



## 4. 具体案

### (1) エリア毎整備計画

エリア	コンセプト	新施設	統合施設	各施設の課題と統合によるメリット		移転する施設及び有力な跡地利用方法(仮)
				課題	メリット	
本庁周辺 (三島会館跡地)	市民主役の防災力強化と行政機能の適正配置	(1)消防・防災センター(仮称)  (2)消防団本部	消防本部 水道局  旧消防団本部	【消防本部・消防署・水道局・旧消防団本部】 ・建物の耐震化 ・本庁舎から遠距離にあり、災害時に部局間の情報共有が困難 【消防本部・消防署】 ・訓練施設や防災センターの整備等の機能強化【三島分署】 ・埋立地に位置し、消防・防災センター(仮称)と近接	・【消防本部・水道局・消防団本部】 ・消防・防災センター(仮称)建設により災害時の行政機能確保や部局連携体制の充実、市民の防災意識の向上等防災力が強化	・三島会館 ・勤労青少年ホーム ・消防・防災センター ・消防本部 売却(財源) ・水道局 利用可能なものは他用途での利活用を検討 ・旧消防団本部 伊予三島方面隊本部
2館の中間地域 (市民文化ホール)	文化交・ひとづくり及び災害時避難拠点	(1)市民文化ホール  (2)ひとづくり支援センター(仮称)	三島会館 川之江会館  みしま親子ホーム かわのえ通園ホーム 発達支援センター 少年育成センター 勤労青少年ホーム(一部)	【三島・川之江会館】 ・建物の耐震化 ・施設の老朽化、設備の陳腐化等による稼働率悪化【三島会館】 ・大ホール使用禁止  【親子ホーム・通園ホーム】 ・児童デイサービス事業所分散により作業療法士、臨床心理士等の限られたマンパワーを活用しにくい状況 ・障害特性の違う児童を同時に療育しているためやや不安な状況 【発達支援センター】 ・療育機能をもつ部署との統合が有効。今後、乳幼児・学童期後の地域での就労、自立支援を行う体制づくりが必要【少年育成センター】 ・幼児期から青年期まで一貫した支援体制を整えるため、機能統合に加えることが必要【勤労青少年ホーム】 ・会館跡地の一体的活用のため、機能移転が必要	【三島・川之江会館】 ・両会館建替えにより住民の安全を確保すると共に、文化交流・ひとづくりの拠点となるだけでなく災害時には避難所としても活用可能 ・合併後の人口規模に対応した施設整備により全市のイベント実施可能 【親子ホーム・通園ホーム】 ・事業所の分散が解消され、限定的なマンパワーを最大限活用可能 ・現行施設の狭小なスペース解消【発達支援センター・少年育成センター】 ・幼児期から青年期までの一貫した支援体制の構築により、乳幼児・学童期後の地域での就労、自立支援を行う体制づくりが可能【勤労青少年ホーム】 ・近年、ニーズが高まっている青年層の就労支援についての関係機関との連携強化	・みしま親子ホーム 福祉会館機能、庁舎機能 ・かわのえ通園ホーム 文化センター機能 ・発達支援センター 庁舎機能 ・少年育成センター 福祉会館機能 ・勤労青少年ホーム (一部移設)  適応指導教室(ユーミールーム)は、三島地域内の適地へ
川之江商店街近傍 (川之江会館跡地)	地域の特性を踏まえた利活用	平成23年度に基礎的な調査研究 平成24年度以降、地域住民との協働で多角的、具体的検討		・川之江会館をはじめ、紙のまち資料館、考古資料館、老人憩いの家等周辺施設の老朽化及び分散化 ・ラスト栄町イルミネーションにぎわい創出事業等中心市街地活性化事業との連携したまちづくり	・たとえばPF1手法を用いて老朽化した周辺施設を含む施設の再編・統廃合等を行い、市民や民間企業との協働事業によるにぎわいのあるまちづくりや産業振興につなげる	・川之江会館

### (2)



### (3) 整備する各施設の概要

市民文化ホール	
概要	<p>産業都市、交流都市として進展をみせる本市に、文化という創造的な魅力を加え、「産業と文化が融合し、人を育む、四国のまんなかキャンパスホール」をコンセプトとして、365日一年中人が集まり賑わう施設を目標に、三島会館、川之江会館両館の中間地域に市民文化ホールを建設する。</p> <p>〔大ホール 1200 席程度、小ホール 300 席程度〕 〔楽屋、リハーサル室、会議室、和室、備蓄倉庫等(災害時避難拠点機能も含む)〕</p>
	概算事業費 (千円)
用地費(人づくり支援センター用地含む)	1,700,000 千円程度(造成工事含む)
建築費(本体工事、外構工事)	5,600,000 千円程度

消防・防災センター(仮称)	
概要	<p>三島会館跡地において、地域防災力の強化のため、また現施設の老朽化への対応として、消防本部、消防署、消防団本部、水道局の各施設に、市民の防災意識の高揚と防災力向上に資する機能を付した消防・防災センター(仮称)を建設する。備える会議室等については現三島会館の持つ貸館業務を継承し一般市民も利用可能な施設整備を行う。</p> <p>〔施設の持つ機能〕 〔消防本部、消防署、消防団本部、水道局、防災センター〕</p>
	概算事業費 (千円)
建築費(高機能指令システム、消防無線デジタル化等経費を除いた建物直接建築費)	2,000,000~3,000,000 千円程度

ひとづくり支援センター(仮称)	
概要	<p>子育てや発達支援や非行、就労相談など様々な課題に対応し、幼児期から就労期に至る一貫した指導・支援を行う体制づくりのため、課題毎に異なっていた部署を統合し、市民文化ホール建設敷地にひとづくり支援センター(仮称)を併設する。市民文化ホールと一体的なイメージの外観とするとともに、可能な範囲で施設の有効活用を図る。</p> <p>〔施設の持つ機能〕 〔発達支援、児童サービス、青少年の就労支援・健全育成活動等〕</p>
	概算事業費 (千円)
建築費	400,000~500,000 千円程度

## 5. 今後の進め方と留意事項

### (1) 進め方

市民文化ホール建設に係る跡地利用等の検討の進め方は以下のとおりとする。

平成 23 年 5 月	市民文化ホール建設に係る跡地利用等の基本方針（素案）公表
〃 5 月以降	施設の規模・概要、スケジュール等の検討、関係者との意見調整等
〃 11 月中旬	市民文化ホール建設に係る跡地利用等の基本方針（案）を取りまとめ
〃 案を公表後 1ヶ月程度	タウンコメント募集
平成 24 年 1 月目途	市民文化ホール建設に係る跡地利用等の基本方針を取りまとめ

### (2) 留意事項

市民文化ホール建設に係る跡地利用等の基本方針については、住民の意見・要望を踏まえつつ、市の施設・機能の統廃合や公共施設の耐震化対策の優先度などを総合的、多角的に勘案して策定する。また、施設整備にあたって合併特例債の活用や、施設・機能の統廃合によって生じる跡地については他用途での有効利用を図るとともに、利活用が困難な場合には売却等を検討し財源の確保に努めるほか、今後生じる課題や様々な可能性に柔軟に対応していくものとする。

なお、この基本方針に登載した個別の施設の整備等に関しては、施設毎に整備計画等を策定し対応していくこととする。

## 6. 担当課

跡地利用等の取組は様々な部局間に関連するため、取組毎に以下のように担当課を定め、連携し事業遂行にあたる。

	業 務	担 当 課
1	全体方針、庁内調整関係	企画財務部企画財政課
2	庁舎の耐震化計画関係	総務部総務課
3	ひとづくり支援機能の統合 (勤労青少年ホームの機能移転) 関係	産業活力部産業支援課
	(みしま親子ホーム、かわのえ通園ホーム) 関係	福祉保健部こども課
	(少年育成センター、発達支援センター) 関係	教育委員会学校教育課
4	水道局庁舎の移転・統合、跡地の検討関係	水道局水道総務課・工水総務課
5	消防本部、消防団本部の移転、跡地の検討関係	消防本部安全・危機管理課